

埼玉県虐待禁止庁内連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県虐待禁止条例に基づく施策を円滑に実施するため、埼玉県虐待禁止庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 埼玉県虐待禁止条例に基づく各種施策の推進に関すること。
- (2) 虐待防止等の情報交換に関すること。
- (3) その他埼玉県虐待禁止条例の運用に関すること。

(構成員)

第3条 連絡会議は別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(会議)

第4条 連絡会議は、福祉政策課長が招集し、議長を務めるものとする。

- 2 福祉政策課長は、審議事項の内容により、構成員全員の出席を求めないときと認められるときは、構成員の一部の出席により、会議を開催することができる。
- 3 福祉政策課長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、福祉政策課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は福祉政策課長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成30年4月25日から施行する。

この要綱は、令和3年4月20日から施行する。

別表

埼玉県虐待禁止条例庁内連絡会議構成員

部 局 名	職 名
総 務 部	学事課長
県民生活部	男女共同参画課長
福 祉 部	福祉政策課長
	社会福祉課長
	地域包括ケア課長
	高齢者福祉課長
	障害者福祉推進課長
	障害者支援課長
	福祉監査課長
	少子政策課長
	こども安全課長
保健医療部	保健医療政策課
	医療整備課長
	健康長寿課長
	疾病対策課長
教 育 局	県立学校人事課長
	特別支援教育課長
	小中学校人事課長
	人権教育課長
警 察 本 部	人身安全対策課長
	少年課長